

委員会提出議案第1号

市長の専決事項の指定についての一部改正案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月19日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 議会運営委員長 廣田 健一

## 市長の専決事項の指定についての一部改正

市長の専決事項の指定について（昭和39年3月28日議決）の一部を次のように改正する。

第1項中「ついで」を「係る」に、「を行なう」を「（第6項に規定する和解及び調停を除く。）に関する」に改め、第5項の次に次の1項を加える。

6 市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。

## 提 案 理 由

市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関することを市長の専決事項に指定するため、所要の改正をするものである。